

投稿

むつ中間貯蔵施設

「事業者間連携」と謳う「全国共用化」構想を許さない！

核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会事務局長 栗橋 伸夫

現在のむつ中間貯蔵施設の状況

青森県むつ市にある使用済み核燃料むつ中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）は 2024 年 11 月に東京電力柏崎刈羽原発から使用済み核燃料 12 トンが封入されたキャスク 1 基が搬入され、昨年度はさらに 10 月 27、28 日に同原発からキャスク 2 基が搬入されました。非公開であった搬入日をマスコミ関係者と一緒に分析し、数日前に 27 日と予測し、同日に少人数でしたが現地抗議行動を行いました。現時点で原子力規制委員会に提出されている 26～28 年度の 3 年間では東京電力柏崎刈羽及び日本原電敦賀、東海第二原発から合わせてキャスク 21 基、244 トンが搬入される計画が示されています。

事業者による使用済み核燃料搬出入の中長期計画案が示される

2024 年に施設が稼働した後、宮下青森県知事は事業者側の今後の搬入計画が極めて限定的で、立地協定当時の年間 400 トン程度の搬入計画には程遠いことから「一日も早い当初計画に沿った具体的な搬入計画」を搬出業者へ強く求めていました。

こうした青森県知事の要請に対して東京電力などの事業者が昨年 7 月に青森県庁及びむつ市役所を訪れ、「リサイクル燃料貯蔵(株) (RFS) に関する中長期搬入・搬出計画」を提示しました。

東京電力等が示した計画によると、2033 年に貯蔵する燃料が年間で 200 トンを超え、40 年代初頭には 1 棟目が満杯になり、同時期に 2 棟目への搬入を開始するとしています。1、2 棟合計で 4,000～4,500 トンとしています。東京電力は、この計画の前提条件として原発が「少なくとも 3 基が稼働する」と想定。柏崎刈羽原発や着工予定の東通原発、また、廃止予定の福島原発からも持ち込もうとする計画です。

事業者から提起を受けた宮下知事はその後の取材で中長期計画が示されたことについて「一定の答えになった」と評価しています。また、山本市長は貯蔵容量が 5,000 トンに満たない計画であることや、施設の 2 棟目の建設計画が明示されていないことなどを指摘するなど原子力マネーの皮算用に終始するスタンスであると報じられています。



福島原発からの搬入計画について

この中で表明された福島原発からの搬入については一昨年安全協定締結時点では東京電力は「福島原発廃止措置工程全体の中で検討していく」として搬入を明確にしていませんでした。しかし、この廃止措置工程がどのように検討され、どう結論付けられたのか全く不明のままです。また、廃炉となる福島原発の使用済み核燃料を何のために再処理するのでしょうか。

本来、中間貯蔵施設は使用済み核燃料を再処理するまでの待機施設であるはずですが。しかし今回の福島第一原発などからの使用済み核燃料を搬入する構想の背後には、いくつかの複合的な「真意」が存在すると考えられます。単に「保管場所が必要だから」という表面的な理由だけでなく、国の原子力政策、電力会社の経営上の都合、廃炉作業を進めるための必要性、地域振興策などが絡み合っています。また、被災地に全ての負担を押し付けることなく、むつ市を含む他地域に燃料を搬出することは、「全国で分担する」という政治的正当性を演出する意味も持ちます。

つまり、福島からの使用済み核燃料搬入は、単に技術的な保管問題の解決だけでなく青森県やむつ市への経済的配慮を大義名分に核燃料サイクル施設を集中立地させてきた下北半島を実質的に“核のごみ置き場”して青森県に押し付ける性格が強いと言えます。「中間」の名を借りた事実上の長期保管技術的・政治的に最終処分が決まらない状況では、「中間」と称しつつ実際には半永久的な貯蔵になる恐れがあり

まず、むつ市への搬入は、福島廃炉へ向けた最終処分地が決まらないまま「なし崩し的に青森県を事実上の最終処分地化する」布石とも考えられます。

中長期計画案の補強策として「事業者間連携」という「全国共用化」が示される

事業者から中長期計画の提起を受けた宮下知事は一定の評価をしましたが、むつ市議会の間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会（全22市議で構成）では貯蔵容量が当初計画5,000トンに満たない計画では市の将来財政見込みに大きな差異が生じるとして、市政与党の議員のほとんどがこの中長期計画の再検討、あるいは搬入量減少分に相当する交付金や各種税額の補填を求める意見が集中しました。

こうしたむつ市議会の姿勢に対して昨年12月19日、親会社の東京電力、日本原子力発電は青森県およびむつ市を訪れ、核燃料搬入の対象を両社以外の電力会社にも拡大する意向を正式に表明しました。両社は県と市に対し、両社の保有分だけでは搬入予定の総量が4,500トンにとどまり、当初想定していた5,000トンに達しない見通しを説明したうえで5,000トンの確保に向けて「関心のある電力各社に呼びかけたい」と述べました。

この協定当事者以外の電力会社を含む搬入構想は過去に2018年、貯蔵プールが逼迫している関西電力が中間貯蔵施設に相乗りしたいとの意向が示され、2020年には電気事業連合会が共同利用構想を打ち出し、当市にその意向を打診した経緯があります。しかし、この時点では当時の宮下市長が猛反発し、その提案は宙に浮いた形となっていました。ここにきて再び共同利用案が浮上したものです。

この共同利用案を事業者側は「事業者間連携」と言葉を変えながら、その背景について東電の小早川社長は「7月に提示した中長期貯蔵計画では搬出量が最大4,500トンとしたところ、地元より当初計画の5,000トン実現を求める意見を多数いただいた」ことを強調、あくまで地元の意向に沿った案であることを強調しました。このためなのか、山本市長は回答を留保し、前回の宮下前市長のような毅然とした態度を示すことはしませんでした。

また、こうした対応に断固反対する私たちの行動に対し、去る2月初旬にはむつ市商工会議所が「事業者間連携」を推進する立場での要望書をむつ市へ、むつ市議会にも同様の請願書を提出しました。要望書は「事業者から具体案を聴取した上で最終的な貯蔵量及び原子力施設との共創に向けた将来像について検討を行うことを求め要望する」として「搬入計画が減少することで、当初描いたはずの市の将来計画が損なわれてはならない」と自らの故郷を『核のゴミ捨て場』として電力資本に売り渡そうとする動きをみせています。

こうした一連の動きに対する私たちの取り組み



使用済み核燃料搬入の中長期計画について8月中旬、そしてその後に示された他社共同利用構想について本年1月に青森県及びむつ市に対して公開質問状などを提出しながら要請行動を行い、その問題点を指摘してきたところです。また、国会議員を通じて質問主意書を提出しながらこの問題を全国へアピールする取り組みを進めています。とりわけ、「事業者間連携」という「全国共用化」はむつ中間貯蔵施設の立地協定上も絶対認められるものではないことを強く訴えています。福島原発からの使用済み核燃料の搬入計画など「下北半島を事実上の最終処分地化する」第一歩と捉えて、そのための活動を強化しています。

今後は県内の反原発、反核燃団体を網羅する「核のゴミから未来を守る青森県民の会」を中心に『青森県下北半島を核のゴミ捨て場にさせないために原子力政策の見直しを求める請願書及び要請書』の県議会提出や国への要請行動を予定しています。

※ 具体的な要請内容や質問状については当会のホームページを参照ください。

<http://shimokitanokai.g1.xrea.com/>